

平成22年度 第2回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成22年10月1日（金） 午前10時00分～午前10時40分
場 所	市役所北館2階 会議室2
出席者	出席委員 ・城委員長・新井委員・加納委員・野島委員・吉富委員・谷崎委員 欠席委員 ・室井委員・曾和委員 事務局 ・都市環境部環境課 津村課長，西中主査，阿曾
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし（委員・事務局以外の参加者）

1 議 題

- ・募集日程について
- ・募集区画について
- ・平成22年度申込基準について  
募集要綱（案）1及び2について

2 配布資料

- ①平成22年度芦屋市霊園墓地使用者の申込基準（案）1及び2
- ②芦屋市霊園使用条例
- ③芦屋市霊園使用条例施工規則
- ④芦屋市霊園使用者選考委員会規則
- ⑤平成22年度芦屋市霊園墓地使用者募集日程

3 議事内容

事務局／津村： それでは、早速でございますが霊園の募集等につきまして、使用者選考委員会を始めさせていただきと思います。議事進行等につきましては城委員長の方をお願いしたいと思います。

城委員長： 委員長挨拶

それでは、ただいまから第2回芦屋市霊園使用者選考委員会を開催させていただきます。

最初に、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。

- 事務局／津村： 委員数 8 名中のうち現在 6 名の委員が出席されております。過半数の委員がご出席されていますので、会議は成立しております。おっつけ室井委員もお越しいただけると思います。
- 城委員長： ありがとうございます。だいたい 6 名の委員さんが出席されていますので本委員会は成立しております。それでは、次に選考委員会の公開、非公開の取り扱いについてお諮りします。事務局から公開、非公開の取り扱いについて説明をお願いします。
- 事務局／津村： 本市におきましては、芦屋市情報公開条例で附属機関等の行う会議は原則公開と定められております。ただし非公開情報の個人情報等が含まれる事項について審議する時につきましては、非公開にする事ができます。基本的には本委員会につきましては非公開とすべき問題はないと思っております。
- 城委員長： 事務局から説明がありましたが、公開、非公開につきましていかがいたしましょうか。ご意見がございましたらお願いいたします。先程のお話のように本委員会は公開が相応しいと思っておりますので公開にさせていただきます構いませんか？
- それでは、本日の委員会は、公開とすることに決定します。
- 次に議事録の公開の請求があった場合の取り扱いにつきまして、事務局から説明をお願いします。
- 事務局／津村： 附属機関等につきましては、今は非公開を除きましてホームページ等で公開させていただいております。お断りさせて頂かなければいけないのは発言者のお名前を記して議事録を公開しております。
- 城委員長： 事務局から説明がありましたが、一応、本会議につきましてはホームページで公開すると言うことですのでその様にさせていただきます。いかがでございますか。特にご異議ございませので今回の議事録につきましてはホームページで公開という事にさせていただきます。それでは、本日に議事に入らせていただきます。本日の議題は、すべて今回の募集にかかる内容ですので、一括して説明を受けたいと思います。事務局から説明をお願いします。
- 事務局／津村： それでは座ったまま説明をさせていただきたいと思っております。説明に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。ちょっと順不同で申し訳ありませんが、1 つは今回募集するご審議いただく要項、募集案内 2 種類用意いたしました。2 種類の内容につきましては後ほどで説明します。それから 1 枚ものは募集日程の表があるかと思っております。それから前回第 1 回の委員会で少しご説明をさせていただきました 6 月の議会で芦屋市霊園使用条例を一部改正をしております。

ます。議会で可決いただいておりますので、そこには新たな条例をお配りさせていただいております。書類、お揃いでしょうか。それでは、レジメに従いまして説明させていただきます。

まず募集の日程でございますが、募集日程表と書いた 1 枚ものをご覧いただきたいと思います。8 月 9 月は終わっておりますので 10 月のところを見ていただきますと本日の選考委員会を開催する。

本日、ご審議いただき出来上がりました募集内容につきましては 11 月 1 日の広報で市民の皆様にお知らせする。合わせてホームページでも募集の記事を載せたい。それからもう 1 つ下のところ申込受付でございますが広報と同日、11 月 1 日から募集要項の配布をさせていただきます。受付は 11 月 15 日から 12 月 14 日まで。審査の方は事務局の方でさせていただきます。2 月 18 日公開の抽選会を行いたいと思います。抽選の結果等事務は例年通の作業として 4 月 1 日から使用許可できるよう、進めさせていただきます。

募集区画でございますが一覧表、表二つに分けておりますのでトータルで申しますと今年は 39 区画の募集をさせて頂こうかと思っております。

それでは具体的な申込基準ではございますが先ほど少し触れさせていただきました様に 6 月で使用条例の改正がされております。これは第 1 回の委員会でもご説明を致しましたように従前につきましては世帯主という申込の規約がございましたので、それについては男女も同じ立場からするとおかしいのではないかという意見を頂いております。阪神間各市をみましたところ本市だけがそういう規定を持っておりました。

1 枚もので申込資格、実はこれは昨年使いました募集した際の応募資格でございます。その中で (1) の芦屋市内に住所を有する世帯主の方という規定になっておりました。ただし書きはあるんですけども、あくまでも世帯主という記載がございましたのでこの条例のところを変えました。それが先程、申しあげました様に阪神間のすべての市に合わせたという事です。基本的要件といたしましては本市に住所を有する個人、それから祭祀を主宰する者この 2 点が申込資格の要件という事に条例では定める事とさせていただきます。ですから後ほど説明する要項の中でもその事がまず変更になっているということをご承知をいただきたいと思います。

それでは、お手元の 2 種類ある内 (案) 1 と書いてある物をご覧頂きたいと思います。(案) 1, (案) 2 と分けているのですがその横に埋葬

者あり、埋葬者無という表現をしております。これは仮の表現でございますが、なぜ分けているかと申しますと後で説明します（案）2の方につきましては9区画の募集でございます。（案）1の方は30区画。これはもうお気づきとは思いますが昨年募集した際に応募が無かった区画が9区画でございます。これにつきましては、別枠の制限を外した形で2本立てで募集をしようと考えております。実はこれにつきましても9月議会で売れ残っている区画の事が話題になりました。その中で、すでにお骨を持っている方、この制限が引っ掛かるのではないかと。と言いますのも高額な墓地もございまして議員の言葉を借りますといわゆる若い方がお骨は無いけれども社会的にみて成功者として財を築いて自分自身の墓地を欲しいと思っても例えば両親が健在であって、そこにお骨が無いという事であれば墓地を買うことができない。で売れ残るという形につきましては市としても収入が入ってこない。欲しい人がいる中で墓地が空いた状態になる。という事については、やはり好ましくないという事から募集にあたっては検討すべきではないかのご指摘を受けております。市といたしましては、選考委員会の中で検討させて頂きたいとお答えさせていただいております。事務局といたしましてはその二つの募集を行いたいという事で募集案内についても分けたものでございます。

それでは（案）1の方でございますが右上に埋葬者有りと書いておりますが市民の皆様には「すでに遺骨をお持ちの方」という形の表現を案内の下に（ ）書きで入れてはどうかという事を考えております。

この案（1）の区画数ですが30区画の募集を考えております。区画面積につきましては1.95㎡から22㎡まででございます。それにつきまして5ページをご覧いただきたいと思っております。これが先程申し上げました1.95㎡から22㎡までの全体として30区画数でございます。合わせてページを打っておりませんが最後のA3を折りこんだ物がございます。これは墓地の位置をしめしているものですが参考にご覧いただきたいと思っております。

それからまず先ほど条例の改正を説明させていただきましたがこの1の方につきましては基本的に遺骨をお持ちの方を対象にしたものでございます。まず最初に（1）アですね。在住要件を1年とさせていただきます。具体的には、昨年の11月1日それより以前から引続いて市内に住所を有している方。ただし書きとしては、市長が特別の理由があると認めた場合はという事につきましては、功績により墓地の使用許可するという事が従前からされております。これは委員会の中でお

決め頂いたものです。過去の例で申し上げますと11人です。

それでは(2)のところでございます、(1)のところは条例で定めた住所要件と祭祀を主宰する方この要件を満たすということでございます。その(2)でございますが基本的には条例改正に伴うもの以外は従前に従って記載させていただいております。

配偶者又は血族一親等(実親、実子、養親、養子)の遺骨があり次のア、イのいずれかに当てはまる方。現に遺骨を持っている方これは埋火葬許可書が必ずあることが必要です。それから他の墓地又は納骨堂に遺骨があつてその遺骨を改葬する方。これは現在遺骨を預けている所から改葬許可が頂けますからそれを提出していただく。これが2点目です。

3点目は、すでに芦屋市霊園墓地の使用許可を受けているという方については申込はできない。それから使用許可後一年以内に施設の設備を設置できる方。これは中々墓石というまでも少なくとも巻石の状態までには設置していただく。それから金額が非常に大きいんですけども翌年の23年3月31日までに一括納入、分割は認めておりません。これが募集資格でございます。ページを開いていただきまして先程ちょっと申し上げましたけれども申込受付に期間につきましては11月15日から12月14日までの1ヶ月間 基本的に1ヶ月間を受付期間を行います。郵送でしていただきますので12月14日の消印があるのものにつきましては受付をさせていただきます。

以下、申込の方法、抽選日等がございますが申込方法等につきまして基本的には従前と全く変えておりません。手続き面は別といたしましても申込はあくまで1世帯1墓地、1区画とさせていただきます。同一被埋葬者について世帯が変わられたとしても重複して申込はできません。それから日程3ページをご覧ください日程でも申し上げましたが抽選番号の通知を受付たものについて2月1日ごろ発送させていただきます。公開抽選で行います。2月18日市役所分庁舎2階の大会議室を使用抽選結果につきましては、2月24日までに郵送でお知らせさせていただきます。公開抽選日に申込区画ごとに補欠当選者を順位を決めて行う事として、もし辞退があれば繰上げ当選という事にさせていただきます。後、手続き面につきましては、これは必要書類等について手続きをしていただく。決定からほぼ1ヶ月の間に永代使用料についても納付していただく。

それから4ページ維持費のお支払いでございますが1㎡当たり1,200円悲しいかなやはり滞納がございます、来週には平成21年度決算委員会があります。使用許可の取消でございますが次の項目のいずれ

かに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により墓地の使用を取消する場合がありますのでご注意ください。ですからこういう事は守って下さいということに記載しております。

許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認めるとき。市長の命じた使用場所の施設の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。許可を受けた後、目的の使用設備をなさず、1年を経過したとき。先ほど申上げましたようにお墓が立っていない状態もごございます。法令又は条例若しくは条例に基づく規則及び指示に違反したとき。

使用料の還付でございしますが使用許可してから3年以内に使用場所を全部返還したとき。永代使用料の7割相当額を還付をする。従いまして3年は経過してしまいますと返還の場合は全部を無償という事になります。

(案) 1の方は以上でございします。

それから(案)2の方をご覧ください。前段で少しご説明させていただきましたこの(2)の9区画については、遺骨をお持ちでない方でも申込みができる区画にしたいと考えております。この区画は5.25㎡から30㎡まで。同じく5ページをご覧くださいと思います。ご覧いただくとすぐお分かりいただけますように非常に高額な墓地が売れ残っているという状況でございします。できれば希望される方には使っていただける形を取りたいというのがまず1点でございします。では、1ページをご覧ください。申込資格のところ、基本的には日程日以降は1で説明させていただきましたので申込資格のみ説明させていただきます。これは埋葬者無と右上に書かせていただいておりますけれども(1)の方は遺骨をお持ちの方、この(2)の方には何も記載しないという事になるかと思っております。今日は分かりやすい様に遺骨無という形で記載しております。では、申込資格なんですけれどもこれにつきましては条例事項である、いわゆる芦屋市に住所を有する方、基本的には祭祀を主宰する方、この2つは条例事項ですので必ず守っていただくことになります。市長が特別の理由があると認めた場合は先ほど説明した通りです。芦屋市霊園に使用許可を受けていないこと。1年以内に使用設備それから一括納入ができる方だけにしております。非常にあっさりした資格ではございします。ご両親が健在で、だけどもお墓を用意しておきたいという方に高額の墓地を含めてご利用できるという事であれば申込みしていただきたいと思っております。非常に大ざっぱな説明ではございしますが(2)の説明は以上とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

城委員長 : 有難うございました。全ての資料の説明を頂戴しましたけれども何か

ご質問、ご意見はございませんか。前回の応募が無かったのは高いだけじゃなしに場所が悪かったんですか？比較的安い500万円台もありましたよね。

事務局／西中： 前回、売れ残ったところの場所をこちらで調査やりますと芦屋市霊園の場合全てが何々家と書いてある面が海の方を向いているものでない。比較的人気のないところというのは、芝生墓地です。その他を見ますと南側というよりも東向きが売れ残ったりとか、角地であるのに売れ残るといった場合もあります。お求めになられる方というのはそれぞれ信仰されている宗教がまちまちだと思いますのでその様な関係上、従前から考えると売れるはずの墓地も残っている。最終的にはそれぞれのお考えになっておられる方々の意向、向きが大半かなと思います。宗教的に向きに決まりごとはないみたいです。

城委員長： 人気のない所は値引きしてはどうか

事務局／津村： 市としては、基本的に条例改正までは今は考えておりません。今日はこちらにお話しておりませんがこれでもなお1、2年売れ残るとまたそれが来年がいいのか、1～2年このような形で募集がいいのか分かりませんが市内要件は外す、それから常時募集。余談ですが宝塚市が今募集しておりまして、これが最初に一部造成工事のところは相当売れた様ですけども2次に造成したところは相当売れ残っている様でございます。新聞でも申込みが低調だと言われております。2日前に宝塚から電話がありまして、宝塚の墓地も猪名川に近いところで市内在住要件を外して市外の方でも申込みができる様にしたい考えでそのお知らせがありました。どうしても売れないという事になりますと金額そのものは造成費用から割戻した金額としておりますので、まず安くするというよりもまず常時募集、それでもなおという場合には市外の方という事にもなるかと考えております。

城委員長： これが終わって1～2年してから今回残ったものについては、常時募集にさせていただいたら。わりに皆さん希望者がある霊園の方に電話がかかって来ますし欲しい人おられるはずですね。

事務局／津村： こういう形で2本立てで募集させていただくという事に出来れば今年その遺骨が無いとだめですよという区画ももし売れ残ると次年度は、やはりそういう形でその部分を削除して資格を変えて募集をするという事はひとつは定着できるのかなと。

城委員長： 何か他にご質問かご意見ございませんか。

加納委員： 一括で3,000万、4,500万は大きい。一括は外せないのか？

事務局／津村： 今の段階では外すことはできない。先程の金額の話ではありませんが

募集がないというのは、あくまでも売れなくなってくるという事になるとそういったことまで踏込んで考えないといけない。ただ全てに渡って高額になっていますので1, 200円という維持費につきましてもそれにあつた金額になっております。ただ今でも2万円3万円という年間の維持費をお支払いいただいている方もいらっしゃいまして、今後区画を分割で小さくしてはどうかという話も過去あつたと議会等で聞いておりますが全体の企画として、決めた形でやっておりますので。

城委員長 : 隣近所の形にある程度揃える現在の形を変えると雰囲気が悪いと言うこと。

事務局／津村 : 正直30㎡を単純に3㎡で10個造れるかといいますとそうでは無い訳ですね。当然通路も必要になってくるでしょうし、もし万がいちするとしたらですよ。その今の2点、委員長が言っていた事と先程分割すると小さくなってしまふ事は避けたいと考えています。

城委員長 : ご意見、ご質問ございましたら。

特にご質問、ご意見、何も無いようですので事務局の案のとおり本来の議案でさせていただきたいと思ひますが如何ですか。特に反対の意見もありませんので原案のとおりにさせていただきます。では、次に今後の日程を事務局から説明お願いします。

事務局／津村 : 有難うございます。今後の日程でございますが、先程ご説明させていただきました様に1枚もの募集日程をお出しいただきたいと思ひます。本日委員会で認めていただきました。この決まつた物に従ひまして印刷等発注をさせていただきます。11月1日から広報に掲載いたしますので同日配布になりますから所定の位置に設置させていただきます。受付は15日から開始をさせていただきます。同日に書類の審査等しながら受付を進めていきたいと思ひます。それから抽選会は2月18日を予定しておりますのでよろしく願ひいたします。当選者の通知と審査をさせていただきます。その事も含めまして一番大事なのが次の第3回選考委員会を1月25日に開催させていただきたいと思ひます。もう既に予定が入っているとゆう方が無ければ数日の内にご予定をお願いいたします。

城委員長 : 募集は全部審査が終つて応募者が確定した段階でその説明をお願いするという事で1月25日に皆さん方ご予定あるかもしれませんがもし予定が無かつたら1月25日でどうですか。

加納委員 : 1月27日 木曜 午前中 だつたら大丈夫です。

城委員長 : では1月27日ということで。

事務局／津村 : 欠席の委員の方には日程につきましてお渡ししたいと思ひます。

城委員長　　：　　以上で本日の議事について全て終わりましたので委員会を終了いたします。

事務局／津村：　　今日は忙しい時間にお集まりいただきましてありがとうございました。